# 第3章

<社会安全フォーラム> 高齢者犯罪の実態と対策

## <社会安全フォーラム>「高齢者犯罪の実態と対策」

警察政策研究センター

警察政策研究センターは、平成25年12月2日、(公財)日工組社会安全財団との共催、(公財)公共政策調査 会、警察政策学会、(一財)警察大学校学友会の後援により、グランドアーク半蔵門(東京都千代田区)において、 社会安全フォーラム「高齢者犯罪の実態と対策」を開催した。

近年、我が国は、世界のどの国も経験したことのない高齢化社会を迎え、平成25年4月1日現在、65歳以上 の高齢者の人口は過去最高の3,140万人となり、総人口に占める高齢者の比率は24.7%にまで上昇し、今後も増 加し続けると予想されている。その一方で、高齢者による犯罪についても、平成24年中の高齢者の刑法犯検挙人 員は4万8,544人と、元年と比べて約7倍に増加し、検挙人員総数に占める割合も2.1%から16.9%にまで上昇 している。本フォーラムは、こうした高齢者犯罪の実態を検証し、我が国の高齢者犯罪対策の在り方を模索する ことを目的として開催したものである。

本フォーラムでは、冒頭の佐々木真郎警察政策研究センター所長による開会挨拶の後、有識者2名による基調 講演が行われた。講演者及び講演タイトルは、次のとおりである。

- 太田達也氏(慶応義塾大学法学部教授) 「高齢者犯罪の対策と予防~高齢犯罪者の特性と警察での対応を中心として~」
- 古川隆司氏(追手門学院大学社会学部准教授) 「社会福祉・老年学からみた高齢者犯罪」

これらの基調講演の後には、佐々木所長及び山口寛峰氏(警視庁生活安全部生活安全総務課長)による情勢説 明がなされ、さらに、その後のパネルディスカッション(討論)では、佐々木所長がコーディネーターを務め、 冒頭、2名のパネリストによる発表が行われた。発表者及び発表テーマは、以下のとおりである。

- 伊豆丸剛史氏(長崎県地域生活定着支援センター所長) 「刑務所から出るのが怖かった・・・~長崎定着の実践から見えてきたもの~」
- 若松修氏(特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構理事)

「万引き対策:少年から高齢者へのシフト」

両名による発表の後、上記基調講演者を交え、高齢者犯罪の実態と対策について活発な議論が行われ、盛会の うちに終了した。

なお、本フォーラムには、大学研究者、企業関係者、報道機関、関係機関、警察関係者等、約150名が出席し た。

## 【開会挨拶】

## 警察政策研究センター所長 佐々木真郎

警察政策研究センターでは、日本警察のシンクタンクとしてフォーラムを年に数回開催し、今後の警察政策の 展開を議論する場を設けている。今回、「高齢者犯罪の実態と対策」をテーマとした趣旨について一言御説明させ ていただく。

近年、我が国は、世界のどの国も経験したことのない高齢化社会を迎え、本年4月1日現在、65歳以上の高齢者の人口は過去最高の3,140万人となり、総人口に占める高齢者の比率は24.7%にまで上昇し、今後も増加し続けると予想されている。その一方で、高齢者による犯罪についても、平成24年中の高齢者の刑法犯検挙人員は4万8,544人と、元年と比べて約7倍に増加し、検挙人員総数に占める割合も2.1%から16.9%にまで上昇している。

本フォーラムは、こうした高齢者犯罪の実態を検証し、我が国の高齢者犯罪対策の在り方を模索することを目的として開催することとしたものである。

今回は、慶應義塾大学法学部の太田達也教授、追手門学院大学社会学部の古川隆司准教授を基調講演者としてお迎えすることができた。

太田達也教授は、刑事政策、被害者学、アジア法を御専門とされ、近年、施設内処遇と社会内処遇の連携による犯罪者の再犯防止について研究を行っておられる。高齢者犯罪に係る研究においても数多くの実績を重ねておられる。本日は、「高齢者犯罪の対策と予防~高齢犯罪者の特性と警察での対応を中心として~」をテーマに、主として刑事司法の立場から御講演をいただく。

古川隆司准教授は、社会福祉学を御専門とされ、平成21年度から23年度における厚生労働科学研究「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」に研究協力者として参加されるなど、高齢者犯罪に係る研究においても数多くの実績を重ねておられる。本日は、「社会福祉・老年学からみた高齢者犯罪」をテーマに、主として社会福祉の立場から御講演をいただく。

この外、パネルディスカッションにおいては、伊豆丸剛史長崎県地域生活定着支援センター所長、若松修特定 非営利活動法人全国万引き犯罪防止機構理事のお2人をパネリストとしてお迎えし、刑務所から出所した高齢犯 罪者等への福祉的支援の現場や、高齢者による万引きの現場に精通された立場から、それぞれ貴重なお話を賜る。

このように、多様な分野の御専門の基調講演者・パネリスト、そして御参加いただいた皆様における御議論により、本フォーラムが、現下の高齢者犯罪の実態への理解と、今後の高齢者犯罪への対策の一助となれば、望外の幸せである。

## 【基調講演①】高齢者犯罪の対策と予防~高齢犯罪者の特性と警察での対応を中心として~

慶應義塾大学法学部教授 太田 達也

#### 1 はじめに

本稿は、2013年12月2日に警察政策研究センターと公益財団法人日工組社会安全財団が主催した社会安全 フォーラム「高齢者犯罪の実態と対策」において筆者が行った基調講演に加筆・修正を行ったものである。こ こでは、まず高齢犯罪者の特性について紹介し、続いて高齢犯罪者に対する刑事司法上の対応について、特に 警察を中心に検討を加え、最後に高齢者犯罪の予防についても若干言及することとする。

高齢犯罪者の特性については、警察政策研究センターと筆者が平成17年から19年にかけて共同で行った調 査結果による(以下、単に「調査」という)。当該調査については、これまで学会発表と要約という形でしか。 公表されていなかったが 1、今回、このフォーラムの開催に際し復刻する形で報告書が公刊された 2。基礎統 計などは当時のままであるが、全国調査については、現在でも充分意味のあるものであると考えている。

#### 2 高齢犯罪者の実態―犯歴パターン―

日本における高齢者犯罪の概況について、ここでは、高齢犯罪者の年齢層別の犯罪者率一検挙人員を人口 10 万人当たりに換算したもので犯罪学的には犯罪発生率と言う一を平成元年(1989年)を100としたときの変化 率で示す(図1)。これによると、他の年齢層の犯罪者率があまり上昇していないなか、65歳以上の犯罪者率 が、特に平成10年あたりから19年ぐらいまでにかけて大幅に上昇している。我が国は世界に例を見ないほど の超高齢化社会として高齢者の人口が大幅に増加しているが、人口の影響を取り除いた高齢者単位人口当たり の犯罪者率そのものが上昇していることから、近年の高齢犯罪者の増加は、単に高齢者人口の増加だけでなく、 高齢者自体が犯罪を犯しやすくなっていることに原因があることがわかる。

ただ、高齢犯罪者が増加しているといっても、若いころから犯罪を繰り返してきて高齢になっている者もあ れば、高齢になってから初めて犯罪を犯す者もある。そこで、高齢犯罪者にどのような前科・前歴があるかを 調査において調べたところ、65歳以上の高齢刑法犯検挙人員のうち3分の2は高齢になってから初めて検挙さ れた高齢初犯者であり、残りの3分の1が前歴を有する高齢再犯者であった(図2)。また、調査において、刑 法犯のみならず特別法犯や自動車運転過失致死傷(当時は業務上過失致死傷)を含めた高齢犯罪者の犯歴を調 べたところ、検挙歴が高齢時(調査時)の1回しかない者が54%、検挙歴が複数あるけれども、いずれもその 検挙歴が 65 歳以上である者が 12%見られた(図3)。調査では前者を遅発突発型、後者を遅発累犯型と分類 しているが、遅発突発型も調査後再犯を犯せば遅発累犯型になるので、この二つは同じグループである可能性 もある。いずれにしても、高齢で検挙される者の約3分の2は高齢初犯者となっている

これに対し、高齢期以前から複数の検挙歴のある早発累犯型の高齢犯罪者の割合は 21%であり、これのグル ープに属する者は平均23歳から平均69歳に検挙されるまでの平均46年にわたって平均8回の検挙歴がある。 なお、本調査と同じころに法務総合研究所で高齢犯罪者の調査も行われているが、そこでは早発累犯型が非常 に多くなっている<sup>3</sup>。2つの調査結果の違いは、本調査は被疑者段階での調査であり、法務総合研究所の調査 は受刑者と保護観察対象者を対象としているところにある。つまり、警察政策センターの調査は微罪処分や起 訴猶予となるような軽微な事案の者全てを含んでいるため、自ずと初犯者が多くなるのに対し、法総研の調査 は実刑となるような再犯者や累犯者が多く占めることになる。

さらに、調査時に検挙されたときの罪種別に犯歴パターンを見ると、大きな特色が見られる。調査時の罪名が強盗や詐欺である者は早発累犯型の割合が高いのに対し、殺人や窃盗などは遅発突発型が半数程度を占めている(図3右側部分)。しかし、最終検挙時が殺人の者は、早発累犯型も多く、若い頃から犯罪を繰り返してきて、高齢になって殺人を犯している者もかなり見られる。これに対して強盗や詐欺に関しては、早発累犯型が多く、遅発突発型が相対的に少ない。

### 3 高齢者犯罪の背景

高齢犯罪者の主たる犯行動機を見ると、殺人、暴行・傷害のような身体犯について痴情・怨恨・憤怒が多いのは当然であるが、特徴的なのは、よく貧困や経済格差が原因だと言われる高齢者の窃盗に関しては、ほとんどの者が利欲犯となっていることである(図 4)。高齢窃盗犯の中にも経済的困窮の者が 10%程度おり、実刑となって刑事施設に収監される高齢窃盗犯の中にはこうした貧困を動機とするような者も多いが、高齢窃盗犯の全体像に近い検挙時点での高齢者について見ると、ほとんどの者が利欲犯となっている。本フォーラムでは高齢者の万引に関する報告も予定されているが、高齢の万引犯も、犯行時に所持金はあるが、それを使いたくないという者の割合が他の年代よりも高くなっている  $^4$ 。

ただし、強盗と詐欺については経済的困窮の者の割合が高くなっていることに注意する必要がある。**図5**は 高齢犯罪者の経済状況について調べたものであるが、強盗と詐欺に関しては家計的に苦しい者が多く、窃盗は 比較的ゆとりのある者が多いことがわかる。借入金の状況についても、高齢の強盗は借入金が多い。それがど のような借入金かはわからないが、強盗については経済的に厳しい状況であることが伺える。就業状況を見て も、年金生活者以外の無職の者の割合が強盗と詐欺で多いことがわかる。

高齢者犯罪の背景として、経済的要因や福祉制度の問題と無縁ではあるとは言うつもりはない。経済的な要因も関係していようし、福祉制度の課題も関係していよう。もしくは、今、高齢を迎えている世代は、戦中戦後あたりから苦労した結果、経済的にも豊かな時代を経験することができたが、高齢になったときに経済不況になってしまったという時代背景的な要因もあろうかと思う。ただ、同じように経済的に苦しい高齢者は社会の中に沢山いるにもかかわらず、その中で犯罪に至る高齢者はごく一部であることを考えると、経済的な問題だけが決定的要因であるようには思われない。私見によれば、他の様々な要因に加え、それを促進するある要因が重なることで高齢者犯罪が起きやすくなるのではないかと考えており、その中で筆者が注目しているのが社会的孤立という要因である $^5$ 。高齢者を取り巻く様々な要因に加え、社会的な孤立が加わることで高齢者の犯罪発生を促進しているのではないかという仮説である。

その高齢者犯罪の促進要因としての社会的孤立には三つの孤立があると考えている(図6)。まず、一つは家族からの孤立である。高齢犯罪者の家族構成を調べたところ、一般的な高齢者世帯より、ひとり暮らしの者の割合が高く、特に強盗と詐欺に関してはひとり暮らしの者の割合が著しく高くなっていた。高齢犯罪者が特に平成10年から約10年という短い期間に急増していることを考えると、高齢者の気質や特質自体が変わったとは考えにくく、外的な要因が働いていることが推測されるが、平成に入ってから一般の高齢者の単独世帯と夫婦のみの世帯が急増していることから6、高齢者を取り巻く家庭環境の変化が促進要因になっているのではないかと思われる。

内閣府が行った、別世帯を構成する子どもとどれぐらい接触しているかという珍しい国際調査によると、日本は欧米や韓国に比べ、子どもと接触する頻度が低い $^7$ 。それと同じ質問項目を用いて調査を行ったところ、高齢犯罪者は一般の高齢者より著しく子どもとの接触頻度が低くなっており、高齢犯罪者が家族から孤立して

いる状況にあることが明らかとなった。家族から孤立していることで、誰からも見守られていない、誰にも感 心をもたれていないという心理的な閉塞感が犯行の抑止効果を低めている可能性があるほか、経済的な支援や 介護といった物理的な支援も得られにくい状況にある。

第二の社会的孤立が、近隣からの孤立である。検挙された高齢者について近隣との交友関係を調査すること は極めて困難であり、本調査では行うことができなかったが、高齢者一般の調査でも、近所づきあいや近所に 頼れる人がいない高齢者が多いことが示されている 8。我々がイメージしている以上に高齢者は近隣から孤立 しており、困ったときに相談に乗ってくれる者も助けてくれる者もいないことが、家族からの孤立同様、高齢 者にとって、犯罪を促進する要因になっているのではないかと思われる。

第三の社会的孤立が、行政からの孤立である。行政サービスや福祉制度があっても、高齢者がそういった情 報を持っていなかったり、適切に利用することができなかったりすることは、近年の高齢者の孤独死の例を見 ても明らかである。高齢殺人犯について、犯行動機に関して詳しく調査を行ったところ、痴情・怨恨・憤怒が 多いのは当然として、全体の 2 割強が精神的疲労であり、その 53%が介護疲れ、17%が生活上の精神的疲労、 13%が DV への抵抗・不満であった。即ち、高齢者による殺人事件の全体の 12%が介護殺人ということになる。 これも介護サービスなどが適切に利用されていれば防ぐことのできたかもしれない。近隣からの支援もなく、 公共サービスも適切に利用できず、限られた家族だけで介護するなかで精神的にも身体的にも疲れ果て、承諾 殺人や無理心中へとつながったケースも少なくない。

以上のような家族、近隣、行政からの三つの社会的孤立が他の犯罪要因と重なることで、高齢者による犯罪 を促進していることは充分に考えられよう。また、高齢者犯罪の背景として経済格差や福祉制度のみをあげつ らったとしても、経済状況などは如何ともし難いし、福祉制度の整備も高齢者犯罪と関わりがあろうがなかろ うが整備していかなければならない問題である。しかし、犯罪に結び付く社会的孤立という要因であれば、刑 事司法機関としてもそれなりの対応の方法はあろう。そういった意味でも、社会的孤立という要件に着目する ことは重要であると考えている。

## 4 高齢者犯罪の対策

### (1) 微罪処分

次に、高齢犯罪者に対する刑事司法上の対応について見ることとする。調査では検挙された高齢犯罪者(被 疑者)のうち73%が微罪処分となっており(図7)、高齢者犯罪の多くを占める窃盗に限定すると微罪処分 の割合は更に高い約8割に達する。他の年齢層と比べて微罪処分が多用されているだけでなく、前歴のある 者についても 44%が微罪処分となっている。 微罪処分は基本的に初犯者にのみ適用があるものと考えていた が、必ずしもそうではないことがこの調査結果から窺うことができる。

しかし、再犯者にまで微罪処分を適用しているとなると、これによって高齢者の再犯を防ぐことができて いるかどうかが問われることになる。かつては刑事手続から外すことで余計なレッテルを貼らないというラ ベリングの回避ばかりが強調されたが、刑罰が必要とまでは言えないものの、かといってただダイバージョ ンに付しただけでは、更生が危ぶまれる場合もあることから、一定の措置を取ったうえで刑事手続から外し た方が再犯防止の点で良い場合がある。高齢者による軽微事犯においても、何らかの指導や支援を要するよ うな者をダイバージョンにするだけでは、かえって問題を抱えたまま社会の中で放置することになる。ダイ バージョンを繰り返しているうちに犯罪性を強めてしまう場合もあろう。

そこで、検察官に送致したり、刑罰を科すまでには至らないが、かといって単純なダイバージョンだけで

は更生が危ぶまれるという高齢者に対しては、微罪処分に併せて社会的な支援なり指導なりといった働きかけや見守りをする必要があるように思われる。イギリスの条件付警告制度や韓国の善導条件付訓戒放免(但し、少年に限られる)のように、海外では、一種の社会内処遇をつけた上で微罪処分にする制度や運用もある。

日本の微罪処分においても訓戒を施したり、監督者等から請け書をとったりするという処置がとられているが、もう少し継続的・体系的な支援と結びつけるような仕組みがあってよい。現在、補導の対象になる不良行為少年に対しては社会奉仕体験活動やスポーツ教室などが行われており、これと同じような発想から高齢犯罪者に一定の活動に従事させることが考えられる。内容は何でもよいといったら変であるが、健康上の悩みを抱えている高齢者も少なくないであろうから健康相談でもよいであろうし、振込詐欺など反対に犯罪被害にあう高齢者もいるのであるから防犯指導という形でもよい。趣味の会やゲートボールといった社会資源につなげていく方法もある。高齢犯罪者が、家族や近隣から孤立し、誰とも付き合わず、誰からも関心をもたれない中で心理的閉塞感を強めているとすれば、「人や社会とのつながり」をもたせることだけでも意味があるであろう。それを法的な「条件」とするかどうかは別としても、高齢者を社会での支援や見守りにつながるような微罪処分の運用や仕組みを検討すべきであろう。

### (2) 起訴猶予

高齢者の前回の処分内容を罪名別にみると、窃盗などについては微罪処分が多いが、どの罪種でも起訴猶予が多くなっており(図8)、これは法務総合研究所が行った先の調査結果でも示されている。前回処分のときに既に高齢期になっていたかどうかまではわからないが、少なくとも高齢期に罪を犯して検挙されるもののうち前歴がある者の中には、前回、起訴猶予処分を受けたにもかかわらず、高齢期になって再び犯罪に走る者が少なくないということになる。

しかし、我が国の場合、制度としては単純起訴猶予しかなく、あとは検察官による事実上の働きかけか、本人の申出による更生緊急保護に限られる。そこで、先ほどの微罪処分と同じように、高齢者を含め一定の犯罪者に対しては、単に起訴猶予に処すだけでなく、もう少し支援的な働きかけを行うことが考えられてしかるべきであろう。

現在、長崎を始めとして、起訴前や公判の段階で福祉的な支援を要する者に対し地域生活定着支援センターが調査・調整を行い、起訴猶予や執行猶予となった後、福祉的な支援につなげていくという事業が行われており、「入口支援」と呼ばれている。。従来は地域生活定着支援センター内に設置された障害者審査委員会が担ってきたが、2013年度からは調査支援委員会と名称も変わり、また長崎では定着センターとは別に入口支援を業務とする司法福祉支援センターが発足している。これらの事業により起訴猶予者や執行猶予者を福祉につないでいくという制度の先鞭がつけられているが、課題も残されている。対象者にしても、刑事施設出所者を対象とした「出口支援」とは異なり、障がい者を主たる対象としており、障がいのない高齢者は対象に含まれていない。

しかし、捜査段階から福祉につなげる方法には、このほかにも検察庁やその他の政府機関が調査・調整をするモデルが考えられる <sup>10</sup>。2013 年 10 月からは、全国 7 庁の検察庁及び保護観察所において、更生緊急保護の事前調整と呼ばれる事業が試験的に行われている。これは、保護観察所の保護観察官と社会復帰調整官が、起訴猶予が見込まれる者に対し調査・調整を行っておいて、起訴猶予の裁定後、本人から申出をしてもらい、更生緊急保護につないでいくというもので、政府機関が調査・調整するモデルとなる。昭和 36 年

から横浜地検ほか20ほどの地検で行われていた更生保護措置付起訴猶予も、当時の更生緊急保護法を用い ていたことから、これに限りなく近い仕組みである。ドイツや韓国など海外には、一定の条件を付して被疑 者を起訴猶予にし、履行期間を設けておいて、その条件に違反した場合は不良措置として条件期間を延ばし たり、もしくは起訴猶予を取り消して事件の再起をするという条件付起訴猶予の制度があるが、我が国では 訴訟法的見地や人権上の問題から批判が多いため、こうした穏やかな方法を試すことにしたものである。た だ、あくまで任意の措置であるため、本人が更生緊急保護の申出をしなかったらどうするのか、更生保護施 設から無断退会した場合はどうするのか、その場合に起訴猶予を取り消すことができるのかという問題が残

また、更生緊急保護の事前調整をするためには、捜査機関に身柄を拘束されている段階から調整や調査が 必要な場合も出てくるものと思われる。現在の地域生活定着支援センターによる「入口支援」においても、 勾留中に面接や心理検査をしなければならない場合もあることから、更生緊急保護の事前調整においても警 察の理解が必要となろう。

### (3) 刑の一部執行猶予

2013年、刑の一部執行猶予という新しい刑罰制度が導入された 11。これは、言い渡した刑の全部を猶予 する従来の執行猶予とは異なり、言い渡した刑の最後の一部分だけを猶予し、それ以外の実刑部分の執行を まず刑事施設で行い、釈放の後に最大5年間の猶予期間を設定することができるというものである(図9)。 猶予期間には保護観察を付けることも可能で、一部執行猶予を取り消されずに、猶予期間を経過した場合に は、実刑部分の期間に相当する刑に減軽されたものとされる。刑事施設での施設内処遇と社会内処遇の有機 的な連携を図ることによって、犯罪者の再犯防止と更生をより確実なものにしようという試みである。

この制度の対象者として想定されているのが、まず薬物依存者である。これは、刑事施設で断薬し処遇を 行うだけでなく、社会に出てからも継続的にリハビリや支援を行っていくことが薬物再使用の防止に効果的 であるからであり、一部執行猶予の要件や保護観察の特則を定めた特別法も制定された。

しかし、それ以外の対象者に関しては立法者にも必ずしも明確なイメージがあるわけではなく、法施行後 の運用を見守る必要があるが、筆者としては、実刑相当の罪を犯した高齢者にも有効なのではないかと考え ている。それは、現在、3分の2近い高齢受刑者が満期釈放となるため、これらの者については釈放後の充 分な監督も支援(援護)も行うことができないが、一部執行猶予であれば、刑事施設から出た後にも必ず一 定の期間、猶予期間や保護観察が設定されているので、満期釈放により放ったらかしという状態がなくなる。 さらに、現在、特別調整制度により刑事施設から福祉施設につないだ場合には、満期釈放であるがゆえに、 司法機関が関与することはできず、ある意味、福祉に丸投げにならざるを得ないが、一部執行猶予であれば、 刑事施設から釈放の後も当分の間、司法機関(保護観察所)としても指導や援護を行っていくことができる。

但し、裁判所が量刑において一部執行猶予を選択するには、検察官が一部執行猶予を求刑するか、弁護側 から一部執行猶予の主張をしないと難しいが、そのためには一部執行猶予が当該被告人の再犯防止のうえで 必要且つ相当であるという情状立証を行う必要がある。そのため、例えば、検察官がこれを行うとなれば、 被告人の特性(高齢、病弱など)、治療歴・福祉歴、家族関係などを明らかにしておく必要があり、判決前 調査制度のない我が国では、捜査の過程での情報収集が必要になってくる。警察には、その点で一定の役割 が求められよう。

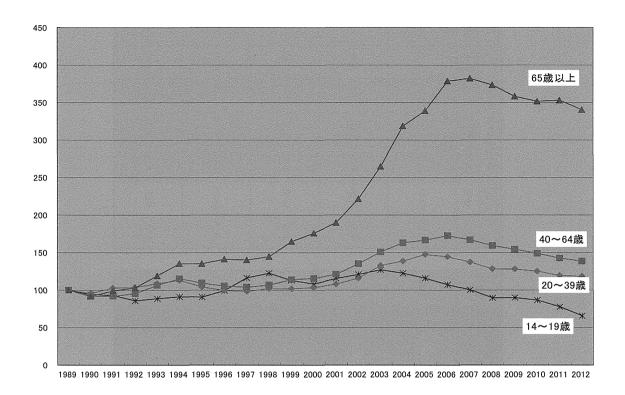
## (4) 高齢者犯罪の予防

以上は罪を犯した高齢者に対する事後的・司法的対応の問題であるが、他方で、高齢者が犯罪を犯さずに済むよう予防していくことも考えなければならない。最近は、振り込め詐欺に見られるように高齢者を狙った犯罪が多く、高齢者の犯罪被害の予防も重要な問題であるが、同時に、高齢者が罪を犯さなくて済むように予防することも刑事政策の重要な課題である。

また、厳密な意味での犯罪予防ではないが、これには、一度、軽微な罪を犯したが警察に通報されなかったような事件の高齢者への対応も含めて考える必要がある。例えば、高齢者による万引は、店舗でのみ対応し、警察に通報されないケースが少なくない。全件通報が原則というのは理屈としてはわかるが、通報すると却って時間がとられるなど店の事情もあり、現実問題として、店舗限りの対応という万引事案が相当数存在する。かといって店としては、同じ者に繰り返し万引きされることも避けたいため、刑事手続に乗せなかったような者についても何らかの事後的な対応を取って欲しいという思いもある。そこで、通報しなかったような万引事案の高齢者についても、先の微罪処分や起訴猶予後のところで提案したような、高齢者への働きかけや見守りといった一定の社会資源につないでいく仕組みが検討されてしかるべきである。

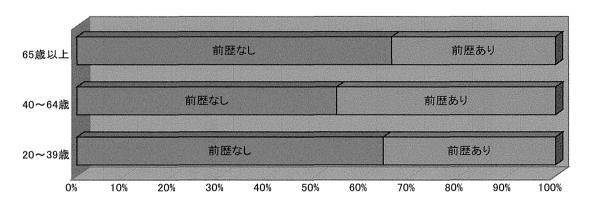
問題は、誰がこうした社会資源へのつなぎ役となるかである。筆者は、少子・高齢社会にあっては、不良 行為少年の補導を行う少年サポートセンターだけでなく、軽微な犯罪を犯した高齢者に対する継続的な補導 やサポートを行う警察の附属機関としての高齢者サポートセンターのようなものがあってもいいのではな いかと考えている。このセンターには、軽微な犯罪を行い微罪処分となった高齢者に対する事後的な補導だ けでなく、開かれた社会資源として高齢者の犯罪予防(や被害予防)活動にも従事させるのである。活動内 容は、地域の高齢者に対する巡回や見守り、趣味・娯楽・教養・健康管理関係の行事や活動の企画・運営、 広報などが様々なものが考えられる。こうした活動を通じ、万引のような軽微な犯罪を犯した高齢者に対す る事後的なフォローアップとしても、また一般の高齢者に対する犯罪及び被害予防としても機能することが 期待される。

## 図1 一般刑法犯年齢層別犯罪者率の推移(1989年を100とする指標)



資料 警察統計書から作成。

## 図2 年齢層別前歴状況



資料 警察庁・警察政策研究センター=太田達也『高齢犯罪者の特性と犯罪要因に関する調査』(2013)。

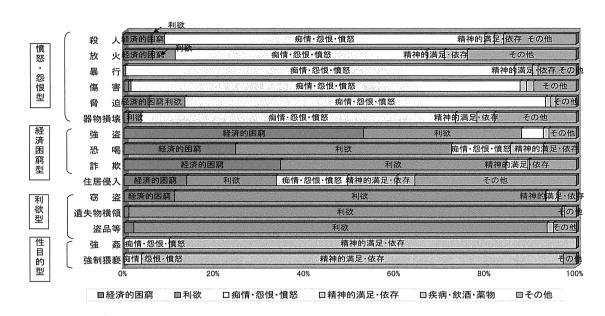
## 図3 高齢犯罪者の犯歴パターン

最終検挙時の罪種	業	68.9%	3.1%	4.3%	12.4%	11.4%
	詐欺	32.7%	%8'6	12.1%	41.8%	3.7%
	窃盗	53.0%	15.8%	7.3%	17.9%	5.9%
	傷害 ·暴行	46.8%	5.0%	6.5%	33.0%	8.7%
	性犯罪	54.5%	8.1%	%8'6	20.3%	7.3%
	湖	23.6%	.10.9%	14.5%	45.5%	5.5%
	殺人	53.9%	4.9%	1.0%	33.3%	6.9%

- 構成比		53.8%	11.9%	%6:9	20.7%	6.7%
高齡期	70歳代	犯罪 69.9歲	3.5年 犯罪→犯罪 66.7歲 70.2歲 2.6回		犯罪 69.2歳	犯罪 69.6歲
華 計 開 期	60 歳代		3 犯罪 66.7歳 2	19.2年  - 犯 罪 → 犯 罪 3.9回 68.8歳	**************************************	**************************************
成人後期	50歲代				年 犯 罪 一 犯 罪 回	43.8年 2回
	40歳代			犯罪 49.6歲	46.4年一犯罪一犯	43
成人前期	30歳代				重亚一重亚	
	20歳代		0.0		犯罪——犯 22.9歳	犯罪-
少年期	20歳未満					
年齢層		遅発突発型	遅発累犯型	後発累犯型	早発累犯型	早発潜在型

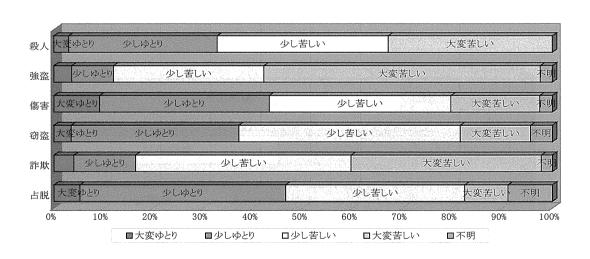
資料 警察庁・警察政策研究センター=太田達也『高齢犯罪者の特性と犯罪要因に関する調査』(2013)。

### 図4 高齢犯罪者の主たる犯行動機



資料 警察庁・警察政策研究センター=太田達也『高齢犯罪者の特性と犯罪要因に関する調査』(2013)。

## 図5 高齢犯罪者の罪種別家計のゆとり



資料 警察庁・警察政策研究センター=太田達也『高齢犯罪者の特性と犯罪要因に関する調査』(2013)。

### 図6 高齢犯罪者と社会的孤立

## 家族からの孤立

精神的支援の不足(心理的閉塞感) 経済的の不足(経済的困窮) 物理的支援の不足(介護負担,心労)

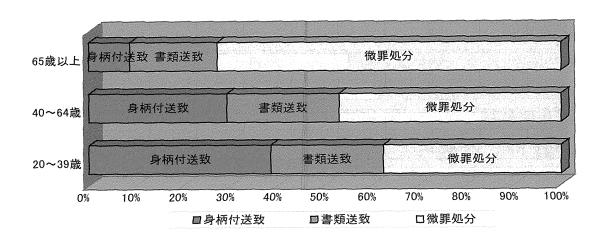
## 近隣からの孤立

精神的支援の不足(心理的閉塞感)物理的支援の不足(見守りなし)

## 行政からの孤立

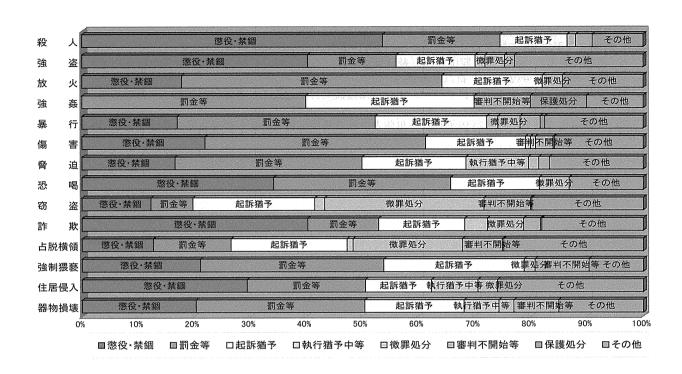
経済的支援の不足 (生活保護等の未受給等) 物理的支援の不足 (福祉サービスの欠如)

### 図7 高齢犯罪者の事件処理



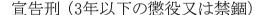
資料 警察庁・警察政策研究センター=太田達也『高齢犯罪者の特性と犯罪要因に関する調査』(2013)。

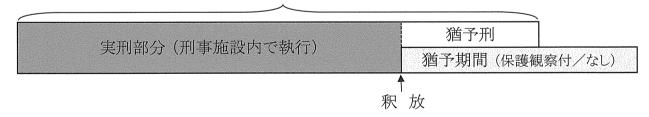
### 図8 高齢犯罪者の罪種別前回処分



資料 警察庁・警察政策研究センター=太田達也『高齢犯罪者の特性と犯罪要因に関する調査』(2013)。

## 図9 刑の一部執行猶予





- 1 太田達也「高齢者犯罪の実態と対策―処遇と予防の観点から―」ジュリスト 1359 号 (2008) 116-127 頁、同「高齢犯罪者の実態と対策」警察政策 11 巻 (2009) 126-161 頁。太田達也=小西康弘「高齢犯罪者の特性と再犯分析」日本犯罪社会学会第 33 回大会 2006 年 10 月 22 日報告、太田達也「高齢犯罪者の実態と対策」日本刑法学会第 86 回大会 2008 年 5 月 18 日報告。
- <sup>2</sup> 警察庁・警察政策研究センター=太田達也『高齢犯罪者の特性と犯罪要因に関する調査』(2013)。当該報告書は、警察政策センターの Web サイトから入手可能である。
  - http://www.npa.go.jp/keidai/keidai.files/pdf/essay/20131220.pdf
- 3 法務総合研究所『高齢犯罪者の実態と意識に関する研究—高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の分析』 (2007)31-33 頁。
- 4 「万引をしない・させない」社会環境づくりと規範意識の醸成に関する調査研究委員会『万引に関する調査研

究報告書』(2009)28頁、46-48頁。

- 5 太田達也「高齢者犯罪の動向と刑事政策的対応—研究序章」罪と罰 43 巻 4 号(2006)5 頁以下。
- 6 内閣府『平成24年版髙齢社会白書』(2013)13頁。
- 7 内閣府『高齢者の生活と意識に関する国際比較調査』(2005)。
- 8 内閣府『平成 23 年版高齢社会白書』(2013)62-65 頁。
- 9 事業の概要については、原山和高「長崎地検における罪を犯した知的障害者の再犯防止に関する取組について」研修 779 号(2013)27 頁以下参照。
- 10 太田達也「福祉的支援とダイバージョン—保護観察付執行猶予・条件付起訴猶予・微罪処分—」研修 782 号 (2013)3 頁以下。
- 11 太田達也『刑の一部執行猶予制度―犯罪者の社会復帰と再犯防止』慶應義塾大学出版会(2014刊行予定)。

## 【基調講演②】社会福祉・老年学からみた高齢者犯罪

### 追手門学院大学社会学部准教授 古川 隆司

#### 1 はじめに

私は、社会福祉が専門である。併せて高齢者の支援と関わってきたので、老年学という視点を含めて今日はお話しさせていただく。その概要は、①問題意識、②老年学や社会福祉からみた高齢者犯罪、③高齢者犯罪に対する処遇・社会復帰支援の状況、④社会福祉からみえるもの、⑤高齢者犯罪と警察活動である。

#### 2 問題意識

まず、問題意識としては4点示したい。1点目は、学術的な研究は高齢者犯罪をどのように捉えているのかということで、ここでは簡単に触れたいと思う。2点目は、刑事政策及び社会福祉ではどのように対策が取り組まれ、課題は何かということである。3点目は、老年期の犯罪と更生をどのように考えるかということ、4点目は、警察の活動は高齢者犯罪を糸口にどのような展望が考えられるかということ。これらは、始めに申し上げた概要とほぼ重なってくるが、いずれにしても、多面的な存在として高齢者を捉えていくという視点で扱ってみたい。

#### 3 老年学や社会福祉からみた高齢者犯罪

これまでの高齢犯罪者についての学術的な研究を見たときには、老年学ではマリンチャックという人が 1980 年代初めに『老人と犯罪』という著作を出し、これは邦訳が出ている。それ以外は、1990 年代に入って、山本譲司が出した著作(『獄窓記』、2003 年ポプラ社)においてや、厚生労働科学研究の田島班が罪を犯した障害者・高齢者を扱っていく中で、初めてクローズアップされてきた存在になろうかと思う。

図1はマリンチャックの図から引用したが、高齢者は、犯罪を行う者としての側面と、その反対に、犯罪の被害を受ける者としての側面がある。さらに、ボランティアとして関わる者としての側面もある。これは、民生委員や保護司がそうであるが、こうした活動に多くの関心を払って取り組んでいるのが実は高齢者でもある。その意味で、犯罪予防に関しても当事者であると言える。

これは、多分に社会福祉からの捉え方になろうかと思うが、類型的な把握として、高齢の犯罪者については、ホームレスと同様に生活困窮に陥ったケース又は社会的な孤立に陥ったケースとして捉えることができる。先ほど太田先生の御紹介にもあったように、社会的な孤立が多面的なものであるということもあるが、ホームレスの人達の生活パターンとかなり酷似することをお示しできるかと思う。

現実のところ、高齢犯罪者のみを他の年齢層と比較して対象化していくことはできそうでできない。太田先生の調査である程度の特徴は素描いただけているが、老年学から見たときには、対象化そのものが厳密には難しいところがある。従来は、少年の犯罪や非行と同じように捉えようとしていくものなどがあったが、これは当てはまらないだろう。高齢者そのものが多様性の大きい存在であるという点に鑑みると、他の年齢層と同じようにスペクトラム(重層的)な、厳密に線引きができるのではなくて徐々に重なり合っていくような、重なり合いのある存在と見た方がいいのではないかと言える。

一つ例でお示ししたいと思う。岩田正美が保護施設を利用した日雇い労働者を対象に実施した不定住貧困層の調査<sup>1)</sup>、そして法務省研究部報告における調査<sup>2)</sup>の結果である(図 2)。これは、不定住貧困層と高齢元受

#### 184 「社会福祉・老年学からみた高齢者犯罪」

刑者の同居人の比較を示したものであるが、高齢元受刑者について、不定住貧困層とそれほど大差のないものとなっている。その他の比率が、特別調査における満期釈放者のところで多くなっているが、ホームレス状況にある不定住貧困層では回答者の年齢階層が7割を30~50歳台の占める幅広いもので、その後の行き先が「その他」「病院・他施設」「父母」というかたちでバラエティには富んでいるものの、家族と同居しているケースは半数以下である点が共通している。

もう一つは、入所前同居人とセルフネグレクトにある高齢者等の比較ということで、四つの調査のデータを並べ直して見てみた(図3)。棒グラフは、法務省による高齢犯罪者の特別調査 $^{3}$ )、内閣府経済社会研究所の行った「セルフネグレクト状態にある高齢者に関する調査」 $^{4}$ )、法務省研究部報告における調査 $^{5}$ )、さらに、内閣府による高齢者と住まいに関する調査 $^{6}$ )結果である。いずれも単身の部分の比率が極めて高い。

セルフネグレクトという言葉は、耳慣れないかと思うので、補足説明させていただく。社会的な孤立状態と言われたりもするが、高齢者の虐待の類型にネグレクト(介護放棄)というのがある。自分自身で何らかの社会的な支えにつながるような助けを求める活動ができない状況にある人、さらに、相談相手がいないために引きこもってしまうような状態にある人を、高齢者の虐待等の研究ではセルフネグレクトという呼び方をしている。

その状態を念頭に置きながらこの図を見ていただくと分かるとおり、内閣府経済社会研究所の行った「セルフネグレクト状態にある高齢者に関する調査」では、左側が地域包括支援センター、右側が民生委員という、発見者がこういうリソースにつながったケースであるが、この調査では、7割が単身であることが特徴である。それは、左側にある法務省による高齢犯罪者の特別調査で示されているように、受刑歴がある人の8割近くが単身であることと極めて近い生活パターンであることが特徴である。

もう一つ、生活拠点に着目したとらえ方で、これは、法務省研究部報告における調査<sup>7)</sup>によるものである(図4)。これは、釈放後どこに住もうと思っているかを尋ねたものであるが、「高齢初発群」、「前歴あり群」、「前科あり群」、「受刑歴あり群」と並べていくと、「高齢初発群」から徐々に、検挙や前科前歴といったかたちで刑事処分を受ける度合いが高くなればなるほど、自宅で暮らす人の割合が減っていくことが分かる。このことも特徴であると言える。

## 4 高齢者犯罪に対する処遇・社会復帰支援

こういった特徴を見ていくと、厚生労働科学研究を基に始まった地域生活定着支援事業のようなかたちで、 本人を刑事施設から社会復帰させていくために、社会福祉と刑事政策、特に矯正と保護の連携が生まれてきた のは、必然的だったと思われる。

私は地域生活定着支援事業を受けた厚生労働科学研究<sup>8)</sup> に参加しながら、独自に刑事施設等や出所者へのインタビュー調査を続けていた。その中で見えてきたのは、刑事施設の現場の刑務官は、何らかの要援護性のある受刑者、例えば、高齢ないし障害を持っている人たちを釈放していく前の段階で、医療や介護・福祉に関わるような知識を必要としており、その一方で、その乏しさに大変困っているという状況であった。田島班の取組みとは別に、私は当時、刑務官の助言者として地元の社会福祉士を個別に紹介するという試行的な取組みをしていた。その中で感じられたのは、社会関係調整という同じことをやっているが、対象が再犯の防止である刑事施設側の意図と、釈放されたら一般市民であるけれども生活困窮に陥りかねない要援護性のある人がいるという社会福祉側の捉え方が一致するところに、刑事政策と社会福祉の連携が成り立っていることであった。

確認させていただくと、1点目は、刑務所で罪を償った人はあくまでも一般市民であるということ。その人

の立ち直りや生活のやり直しの過程では、社会資源や人のつながりが足らないが故に再犯という負のスパイラルに陥ることもあり、これが問題であるということ。なお、そこだけに着目した場合は刑事政策の取組みとなる。2点目は、再犯に陥りやすいリスクのある高齢者・障害者は、社会福祉を含めて地域社会から排除された存在であり、社会参加が困難な存在でもあるということ。多くの刑事政策で世話になっていく触法の高齢者や障害者は、その時点に至るまで社会福祉につながらなかったという点で共通している。この点、それではなぜ福祉につながらなかったのかということに目が向くかもしれないが、そのチャンスがなかったというのが大きなポイントである。社会福祉につながるチャンスができたのがたまたま刑事処分を受けたことだったこともあり、地域生活定着支援事業が始まったわけであるが、刑事司法は再犯を防ぐ、社会福祉は社会参加を支援するというところに違いがありつつも、同じ人にそれぞれ関わり支え合っていくという捉え方で進めていく必要がある。

これは異論もあろうかと思うが、「刑事政策 = 犯罪学」という観点から、私なりに整理させていただくと、高齢犯罪者への注目には幾つかの経緯がある。犯罪白書に絞ると、80 年代には既に高齢化の問題は注目され、刑務所の受刑者の高齢化への対応が必要とされてきていた。90 年代には犯罪白書でも特集として取り上げられるようになるが、犯罪人口の動向から、今後さらなる高齢化が指摘されてきた。日本は70 年代に高齢化社会に入り、この30~40 年を経て人口の約4分の1が65歳に至ったわけであるが、犯罪人口はそれよりも速いスピードで高齢化が進み、そして刑務所ではさらに濃密なかたちで問題となってきている。すなわち、高齢者犯罪とは犯罪人口の高齢化だけでなく、刑事政策(より正確にいえば犯罪者処遇のあり方)が人口高齢化によって直面した課題に注目しなければならなくなったのである。この動向は同時に、従来の犯罪学で十分説明できないような局面で、高齢者の生活背景や触法行為をなす高齢者と高齢者による犯罪の分析が急務である。いわば、刑事政策と犯罪学はともに、課題に直面しながら考えていかなければならない状態にあるのではないだろうか。法務省研究部報告における調査のの結果では、高齢の満期釈放の人ほど社会復帰が困難だという課題が指摘されている。この課題は、社会復帰支援に社会福祉も協力するようになった地域生活定着支援事業が始まった現在であっても十分に解決されておらず、刑事政策の質・量両面の課題と受け止められてきたことに注目しな

私は、先ほど申し上げた厚生労働科学研究で、研究協力者として関わらせていただいた時、更生保護施設を対象とした全数調査を担当した。ここでは触法の高齢者を受け入れる上での課題について、自由記述を図解化したものをお示ししている(図 5)。多くの意見があった中で、特徴的なものだけをピックアップしているが、ここには、対象者を一定のモデルから捉えようとする犯罪学の捉え方が明確にみえるように思われる。

ければならない。これは、高齢者犯罪に対する老年学からの気づきと言える。

大きな概念の中では「受入れ自体がそもそも困難」などの意見がある。たとえばアパートを借りるのも一般的な円満退所も難しく、就労も難しい、受け皿もなかなか見つけにくい。これは、更生保護が従来の就労を前提とした自立がもはや成り立たない人達を対象にしているという前提で受け止められていることを示している。そして別の概念では、高齢の人ほど特性があり、「受入れや処遇が難しい」ということがある。他の入所者との関係でも、トラブルが起こりやすい、同じ条件で処遇ができない、生活経験が違うなどといった問題がある。職員の対応、処遇技術が必要であるという意見も出てくる。これは介護の必要なケースだけではなく、多様な生活・人生経験をしてきた人、中でも社会的な孤立に陥る人ほど、対人コミュニケーションの部分での癖が極めて強く出ている。

一般的に、人は加齢によって個性が先鋭化していくことが老年学の研究から明らかになっている。これをその人らしさであるとポジティブに捉えることもできるが、更生保護施設の職員はそれをネガティブに捉えてい

る。こちらの指示に従わない、ルールを守れない、自分のわがままばかりを言うなど、様々な意見がある。そ ういったものをひっくるめた高齢者の特性に十分な対応ができないということを全国の更生保護施設の職員が 考えていることが分かった。

三つ目は、建物や職員の配置基準が追いついていないことである。現在、全国の約半数の更生保護施設が、 地域生活定着支援事業に合わせて受入れが可能となるよう、バリアフリー設備を整備するとともに、職員として「福祉職」を雇い入れているが、こうした人や建物だけではなく、更生保護のスキル等の面においても、受 入れが困難になっていくというのは自ずと出てくる問題である。

調査の時点では、地域生活定着支援センターが全国に整備されていなかったので、特別調整に対する期待と不安というのがあり、本当に福祉とつながっていけるのかという意見も強くあった。情報共有は必要であるけれども、秘密や人権に配慮した捉え方を徹底することができるだろうか、さらに、福祉とどのように連携していけばよいのかというところに試行錯誤があった。

これは、4年前の調査の結果であり、かなりクリアされてきている部分も現在はあろうかと思う。高齢者を受け入れる施設、高齢犯罪者、犯歴のある人を受け入れる施設であっても、スペシャルな対応ができるわけではないし、その人に適した処遇ができるわけではなく、試行錯誤の中で進んできたということを御承知置きいただきたい。

最近の取組みということで「入口支援」のところでは、これは去年4月の『長崎新聞』の記事である(図6)が、この秋から司法福祉支援センターという「入口支援」が始められた。検察庁による研修も昨年から行われていると聞いている。日弁連による研修も各地で行われている。

#### 5 社会福祉からみえるもの

以上のような状況にある刑事政策は、福祉的な見方を取り入れていくというだけではなく、社会福祉の側からその状況を見たらどんな課題があるかを示していきたい。

1点目は、例えば、万引きのケースでも、支払いを済ませたつもりだった、あるいは金銭の管理ができないといった、短期記憶が不十分な状態は、万引きとボーダーラインのところにあるケースである。本人も病識はない。2点目は、例えば、他人の家に入ったのであるが自分の家だと思っていたという場合である。見当識というのは、時・場所・人といった「私は今・ここで何をしているのか」という状況を認識する能力をいうが、これが不安定になってきた場合、例えば、酔っ払って他人の家のインターホンを鳴らすといった状態をイメージしていただけたら分かると思うが、この状況で本当に家に入った場合は住居侵入であるが、初期の認知症の症状が社会生活にかなり影響を及ぼしていることは容易に想像できる。これが犯罪として表面化していくことも多いように見受けられるし、今日の論点の一つになろうかとも思っている。

また、地方によっては、車を運転中「危ないな」と思いながら逆送してきた車に道を譲るということを聞いたことがある。交通事故や違反を起こす中で、高齢ドライバーが操作を間違えたり方向を明らかに間違えたりするといった見当識の不安定化は、事故を起こして初めて分かってくる。

また、私は、介護サービスの苦情に関する専門相談を行っており、先週の土曜日も利用者のお宅に行ってお話を聞いてきた。これは特殊な民事事案の紛争前解決に関わる相談といえるが、その中でもやはり「盗られた」、「やられた」といった被害妄想的なことをかなり強く訴えられるのであるが、事実確認ができるところは極めて乏しいことが多い。これが警察にかかってきた電話だったらどうか。「盗られた」と本人は訴え、これに警察官が「どんなものですか」と尋ねても、うまく説明できない。また話を聞いていくうちに「盗られた」物が

いろいろ変わってくる。さらに「助けて」あるいは無言といったような電話に対してどのように相手の状況を 考えられるのだろうか。福祉的には、被害妄想が顕在化してきている、あるいは虐待の疑いがあるのではない かなど、色々想像をめぐらせることもある。

先日の『朝日新聞』の記事で、徘徊中に起こした事故に対して遺族が責任を負わされるという裁判例が取り 上げられていた(図7)。徘徊というのは行動障害が起こっている認知症の中程度、7段階のステージでいう と初期から中期の段階で起こってくる行動障害である。この中で明らかに物損あるいは迷惑をかけるような事 故に発展した場合、遺族はどうしたらいいのか。加害をしたけれども、家族にとってみれば、被害と言えるよ うな状況が生まれてきているわけである。

#### 6 高齢者犯罪と警察活動

高齢者犯罪と警察活動との接点ということで考えてみたが、一つは、初期の対応の中で、認知症に気付くき っかけとなるということである。もちろん、全てがそうであるとは言えないし、「演技」のようによその人に 接することがうまいというのもよく知られている。余談であるが、介護を受けるために、要介護認定という介 護の必要度を面接調査によって測るプロセスがある。そこでも認知症の人ほど「自分は元気だ。何でもできる」 とおっしゃる。家族が「いえいえ、そんなことはない」と補うことがある。認知症に気付くには、多面的な見 方が必要であり、一つの事象だけでは難しいが、きっかけにはなり得るだろう。

このような警察活動が経験するケースには、権利擁護や民事事案の糸口になっているケースもあるだろう。 刑事の問題だけではなく民事の事案や人権侵害など多面的であるという点が、社会福祉の側から気になるとこ ろである。万引きのようなケースでも、被疑者の生活背景には地域でのつながりが乏しい場合や家族関係に何 らかの支援を必要とする課題が見出されることもあるだろう。近隣から迷惑行為で警察に通報のあった高齢世 帯が、それをきっかけに市町村の保健福祉医療へつながり、適切な医療介護サービスや権利擁護事業を利用す ることで安定していったケースも私自身経験してきた。警察への電話がきっかけとなって、地元の福祉や介護 関係者が気付き、適切な社会的支援が築かれることは、決して珍しくないと思われる。また高齢者と交通事故 は、加害・被害であれ事故の当事者となった高齢者の健康面・安全面の課題と、地域における交通手段という 高齢者の生活課題を反映しているのである。つまり警察活動での発見が、多様な形で社会福祉の関心事に結び ついてもいるのである。

さらに、地域の民生委員や在宅介護の相談窓口が全国津々浦々に広がっていることをお示ししたい。東日本 大震災のときに、地域にいる災害事業援護者、主に在宅の高齢者の安否確認のスピードが中越地震のときより もはるかに早かったことをご存じだろうか。これは、それだけ地域で見守りのスピードあるいはネットワーク が整備されてきていることの証左である。さらに言えば、阪神・淡路大震災のときに安否確認がほとんどでき なかったことに比べると、大変進んできた状況がうかがえる。福祉・介護による支援が、警察による地域の安 全・防犯とほぼ並ぶぐらいの整備が進んできているということもあろうかと思う。

さらに、検挙・送検の段階で、治療やケアの糸口になり得る可能性があると私は考えている。微罪処分につ いては、太田先生からかなり厳しめの調査の結果もお示しいただいたが、地域生活定着支援センターの人に言 わせると「困るよ」と言われるかもしれない。開設して間もない地域生活定着支援センターの方が「検挙した 人がどうもおかしいので来てくれないか」と警察から電話があったということを話してくださった。

そういうことを考えると、地域生活定着支援センターが「出口支援」だけでなく、情報提供あるいは相談支 援というかたちで、現時点であっても警察と関わる接点はあるということである。犯罪は高齢者の不安定さの

兆侯とここでは簡単に位置付けさせていただくが、そうすると、こうした犯罪を行うことにより、警察に触れる、あるいは刑事政策の手続に乗っていくことで、生活の安定につながっていく面もあると言えるのではないだろうか。

将来を悲嘆した殺人といった場合、介護疲れが多いということで太田先生から調査の報告があったが、2パターンある。一つは、介護を要する状態で殺人。これも夫婦だけでなく息子・娘というケースもあるし、もう一つは老親による息子・娘の殺人というケースもある。これは、2009年の『朝日新聞』の記事である(図8)が、何らかの障害のあるお子さんを老親が介護している、生活支援をしているというケースもある。これは、犯罪に至る前のきっかけがなかった不幸なケースかもしれないが、発見というところで何か接点が見出せないものだろうかというのは、福祉、警察、刑事政策での共通の課題だろうと感じている。

結論にならない結論ではあるが、先ほど地域が見守る能力のことを申し上げたことと関連させれば、私は警察活動と社会福祉はともに「市民の安心・安全に包括的にかかわる社会部門」であると考えている。たまたま専門が違う、アプローチが違うだけだろう。それぞれの気づきあるいは発見が、高齢者の生活の安定あるいは社会の安定につながっていくことになるのが、一番望ましいのではないかと思う。

- 1) 岩田正美(日本女子大学教授)が、生活保護にもとづく更生施設A荘の記録をもとに、施設利用者の生活歴を通して「不定住的貧困」の実情を明らかにするため1990~92年に実施した調査研究。本施設の利用者の生活歴を通して、家族や就労・経済状況等の経年変化をモデル化し、大都市で不定住的貧困に陥る人々の状態を明らかにした。(岩田正美(1995)『戦後社会福祉の展開と大都市最底辺』ミネルヴァ書房、166-194頁)
- 2)、5)、7)、9) 法務省法務総合研究所が、出所直前の高齢受刑者及び仮出所した高齢保護観察対象者を対象にアンケート調査を行い、その比較を通じて社会内で更生する上での課題を探るべく、2006(平成18)年に実施した調査。結果としては、犯罪原因として半数以上が経済的困窮で、保護観察対象となっても就労できる者が少なく、相談できる人間関係が少ないことが分かった。(法務省法務総合研究所(2007)『研究部報告37高齢犯罪者の実態と意識に関する研究』58-107頁)
- 3) 法務省法務総合研究所が、高齢犯罪の実態を知るべく、2008 (平成 20) 年に実施した特別調査。結果としては、受刑歴のある人の8割近くが単身であることなどが分かった。(『平成 20 年版犯罪白書』270-311 頁)
- 4) 一人暮らし高齢者の増加に対し、全国の市町村・地域包括支援センター等へのアンケート調査及び本人への 聞き取りを実施し、その幸福度=生活の質について研究した。結果をみると、地域で孤立している一人暮らし 高齢者は多く、関係団体・機関は、8割が生命の危険との認識を有し必要な対策を図っており、これにより、 セルフネグレクト状態が実証された。また多くが、幸福度を測るものとして、家族との関係や仕事等社会との 繋がりがあるとの意識を示した。(内閣府経済社会総合研究所(2010)「セルフネグレクト状態にある高齢者 の幸福に関する研究」)
- 6) 内閣府が概ね5年ごとに実施している、高齢者と住宅及び生活環境に関する調査で、無作為抽出による3、000 人を対象として質問紙を用いた調査。なお、この調査では、高齢者のうち、一人暮らしや夫婦のみの世帯では、その周囲との人間関係が、顔を合わせる近隣や家族を中心とするものになっていく傾向が見られた。また、住居は8割が持ち家であるが、老朽化して耐震対策が不十分なものの、介護が必要になっても住み続けたいという意向を有することが示された。なお、本講演では、平成17 (2005) 年実施分の結果を用いた。
- 8) 研究代表者は、田島良昭(社会福祉法人南高愛隣会理事長(当時)) であり、平成 18~20 年度厚生労働科

学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」を通して政策提言・実現した地域生活定着支援事業を踏まえ、刑事政策の入口段階に当たる警察・検察段階の高齢者や障害者に対する福祉的支援の可能性を実証的に検討、政策提言した研究。(平成 21~23 年度厚生労働科学研究「触法・被疑者となった高齢者・障害者の支援の研究(田島班)」)

図 1

## 老年学からみた犯罪と高齢者

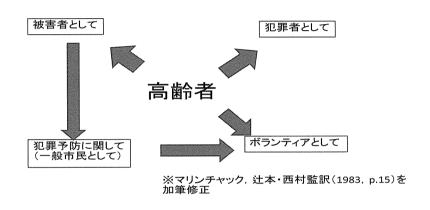


図 2

## 生活形態に注目した捉え方

## 不定住貧困層調査と高齢元受刑者の同居人の比較

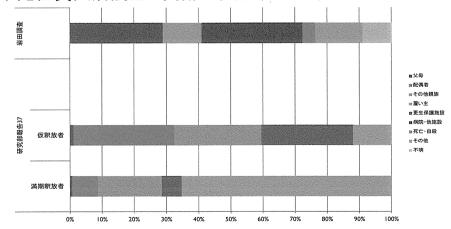


図 3

## 人環境に注目した捉え方

## 入所前同居者と、セルフネグレクトにある高齢者等の比較

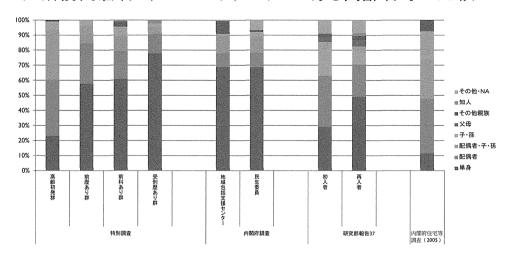
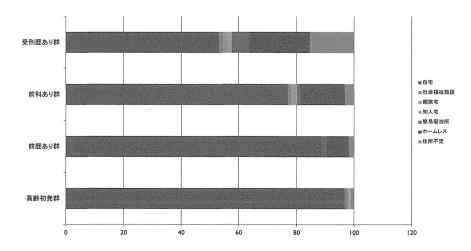


図 4

## 生活拠点に着目した捉え方

## 高齢犯罪者の居住状況(研究部報告37より)



## 刑事政策での課題

更生保護施設における触法高齢者を受け入れる上での 課題(厚生労働科学研究(田島班)での調査より)

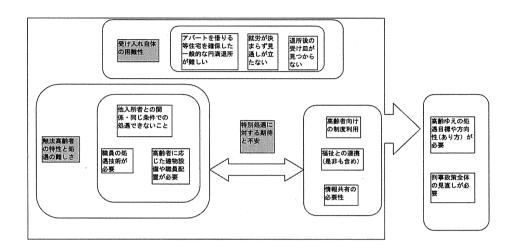


図 6

## 最近の取り組み



◇平成21~23年度厚生労働科学研 究田島班「触法・被疑者となった高 齢・障害者への支援の研究」

- → 社会福祉による検察への相談・ 助言・・<u>司法福祉支援センター</u>へ
- ◇検察庁による研修
- ◇日弁連による研修, ひまわり等を 通した支援

## 社会福祉からみえるもの

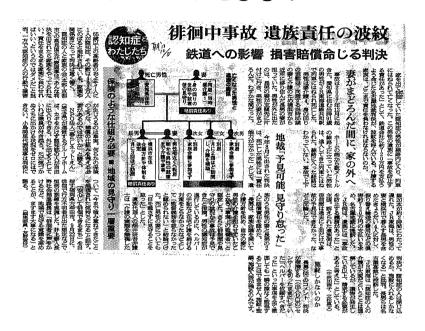


図8

## 高齢者犯罪と警察活動

朝日 '09.9.03

で2日、無職高雄守さん(88) 同日夜、同居している母親の が殺害された事件で、府警は 86歳の母逮捕 長男絞殺容疑 が都府綾部市上杉町の住宅 「将来を悲観」供述

自宅居間で、横になっていた ものや手で絞めて、 高雄さんの首をひものような 者は同日午前6時10分ごろう めている、と説明している。 ってやった」などと容疑を認 府警は、喜美枝容疑者が「自 子の将来を悲観し、思いあま 喜美枝容疑者(8)を殺人の質 府警によると、喜美枝容疑

「将来を悲嘆」した殺人・傷害等 といっても

- ①介護を要する状態での殺人・無理心中 (夫婦だけでなく息子・娘など家族も)
- ②老親による息子・娘の殺人等 (←左記事)
  - ・息子・娘の不行状に対して
  - ・何らかの障害がある息子・娘の将来へ の不安・悲嘆から
- →犯罪に至る前の経緯に鍵がある